

原子力災害対策マニュアル（消防関係部分抜粋）

平成 24 年 10 月 19 日原子力防災会議幹事会

本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について（平成 11 年 10 月 7 日内閣官房長官決裁）」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び防災基本計画原子力災害対策編（以下「防災基本計画」という。）に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領をとりまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、原子力防災会議に報告するものとする。

本マニュアルでは、

- （１）原子力発電所等において事故や地震等、警戒事象が発生した場合の対応、
- （２）原災法第 10 条に基づく通報が行われた場合における原子力規制委員会（以下「委員会」という。）及びその事務局たる原子力規制庁（以下「規制庁」という。）を中心とした情報収集や、内閣官房における官邸対策室の設置、緊急参集チームの開催等による関連情報の集約及び共有、関係省庁間の連絡調整等、原子力事故対応の確立、
- （３）原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態が発生した場合の内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出に係る手続、原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）の設置等、関係省庁が連携して緊急事態応急対策を行うために必要な総合調整に関すること、
- （４）原子力緊急事態解除宣言後における事後対策の実施体制や要領等、

について記述している。なお、本マニュアルは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故の対応を巡る反省と教訓を踏まえ、抜本的な改定を行うこととしたが、今後とも防災訓練の実施結果、原子力災害対策指針の見直し状況等を踏まえつつ、不断に見直していく必要があり、本マニュアル自体、継続的な改定・改善の途中段階にあるものとの認識の下で運用するものとする。本マニュアルは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応にも原則適用する。

また、活動要領に関する関係省庁の役割分担については防災基本計画、専門的・技術的事項については原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。また、原子力災害対策指針に基づく予防的 防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の導入や、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、後方支援拠点の整備及び同施設の活用等については、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため、それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、原子力規制委員会において更なる検討をしていくこととし、当面の間は、当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。（地方公共団体が実施する事項に係る記述については、関係省庁が連携し一体となった防災活動に関わりが深いものについて、防災基本計画に基づく役割等から確認的に参考として記載しているものである。）

なお、本マニュアルを取りまとめるに当たり、連絡調整を行うための原子力防災会議連絡会議を設ける。

原子力防災会議、同幹事会及び同連絡会議の構成員は以下のとおりとする。

<目次>

第 1 原子力災害対策の主な枠組み

第 2 関係省庁による対応要領

原子力事業所編

第 1 編 危機管理体制の構築

- 第 1 章 警戒事象
- 第 2 章 特定事象
- 第 3 章 原子力緊急事態（フェーズ 1：初動対応）
- 第 4 章 原子力緊急事態（フェーズ 2：初動対応後）
- 第 5 章 原子力災害事後対策

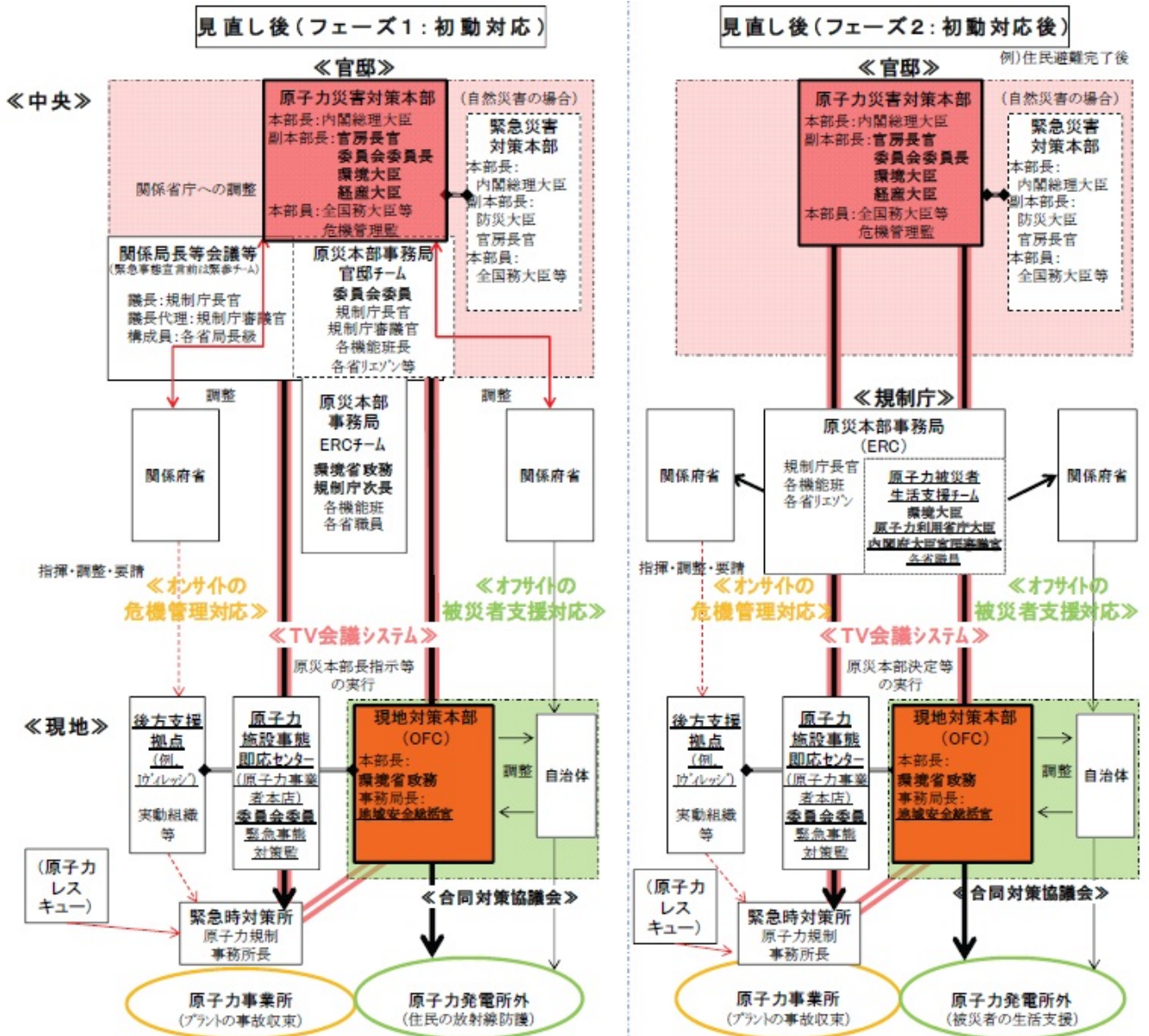
第 2 編 各応急対策業務の実施

- 第 1 章 警戒事象
- 第 2 章 特定事象
- 第 3 章 原子力緊急事態宣言後

第 3 編 参考資料

第1 原子力災害対策の主な枠組み

原子力災害対策体制の全体像



《中央》

政府の拠点・要員	原子力事業所の事故収束 (オンサイト対策)	周辺住民の放射線防護 (オフサイト対策)
1-1. 官邸 【原災本部】 総理、官房長官、 環境大臣、委員会委員長、 利用省庁担当大臣等 【同事務局】 規制庁長官、機能班長等 【関係局長等会議等】 規制庁長官、危機管理監、 各省局長級	＜応急対策の対処方針決定＞ ・ 原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を規制庁長官等が補佐。輸送支援や実動組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。 ・ 各拠点とのテレビ会議システム、ERSS・SPEEDI等も接続し、官邸の情報集約を強化。 ○ 事業者の応急措置に係る命令 (例、ベントの実施) → 委員会委員長(副本部長:炉規法) ○ 事業者の応急措置に係る支援確保 → 総理(本部長:原災法)	○ 周辺住民の防護措置に係る指示 (例、避難範囲の決定・自治体首長への指示) → 総理(本部長:原災法) ※ 避難等の指示に当たっては県知事等と事前調整。
1-2. 規制庁 (ERC) 【原災本部事務局】 規制庁次長、各機能班	＜中央(官邸)と現地(各拠点)を支えるバックオフィス＞ ・ 官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。 ・ オンサイト、オフサイトの各現地拠点への幹部派遣・要員参集までに一定の時間を要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。(例、PAZ避難実施) ○ プラント情報の情報収集・分析 (例、ERSS) ○ 事業者の応急措置に係る中期的な 事態進展を見据えた支援策の企画立案	○ 放射線拡散の情報収集・分析 (例、SPEEDI) ○ 現地対応に必要な関係省庁間調整 (例、被災者への救援物資調達)

《現地》

2-1. 原子力事業所 ・緊急時対策所 原子力規制事務所長 等 ・後方支援拠点	＜事故収束対応の最前線＞ ○ 規制庁は炉規法に基づく現場の情報収集・応急措置の監督 ○ 事業者の事故収束活動の支援等	
2-2. 原子力事業者本店 (事態即応センター) 委員会委員 緊急事態対策監 等	＜事業者との現地調整拠点＞ ○ 委員会委員長(副本部長:炉規法)指示等の執行の監督 ※ 危急存亡の例外的事態においては総理が原災法に基づく指示を発出。 ○ 事業者の経営判断に係る応急措置の重要な意思決定事項の連絡調整 ○ オンサイト対策の支援に係る連絡調整	
3. オフサイトセンター (現地対策本部、 合同対策協議会) 環境省政務 原子力地域安全総括官等		＜住民防護・支援の最前線＞ ＜自治体との現地調整拠点＞ ○ 原災本部長指示、各種対策の実施 ○ オフサイト対策の支援に係る連絡調整 ○ 自治体との具体的対策の検討・調整 (例、避難経路設定、輸送手段確保)

第2 関係省庁による対応要領

原子力事業所編

第1編 危機管理体制の構築

第1章 警戒事象

第2節 組織に関する業務

2 派遣準備の要請

規制庁は、輸送に協力する関係省庁（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省 以下「緊急輸送関係省庁」という。）に対し、派遣内容を確認した後、必要に応じて、ヘリコプター等による原子力施設事態即応センター及びオフサイトセンターへの要員搬送の準備を要請する。

第2章 特定事象

第1節 組織

1 中央

(1) E R C（規制庁）

委員会は、原子力事業者より特定事象（原災法第10条）の通報を受けたときは、委員会委員長を本部長とする事故対策本部を設置するとともに、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

規制庁E R Cにおいては、環境副大臣（又は環境大臣政務官）、規制庁次長及び主要機能班が残り、業務に当たる。

第3章 原子力緊急事態（フェーズ1：初動対応）

第1節 組織

2 現地

(2) 原子力災害合同対策協議会

○設置場所：オフサイトセンター

○構成員：事務局長：規制庁原子力地域安全総括官

現地本部長

現地本部員その他の職員、

都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員

その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員

その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

指定公共機関の代表者から権限を委任された者、原子力事業者の代表者から権限を委任された者

都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者 等

○機能：原子力災害現地対応に関する現地本部及び地方自治体等間の総合調整を行う。

5 原災本部長の権限及びその行使の考え方

原災本部長の権限及びその行使の考え方は、以下のとおり。

緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとする。ただし、当該権限の行使に係る官邸チーム及びE R Cチームの各機能班はその記録を残すものとし、事後に指示文書を発出するものとする。

6 原子力災害合同対策協議会の開催

原子力緊急事態宣言があったときは、現地本部及び当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会においては、情報共有のため全体会議を開くとともに、現地本部各機能班は地方公共団体の職員及び原子力事業者等と連携して、緊急事態応急対策の確認・調整等を行う。

(1) 全体会議

○目的：当該原子力緊急事態に関する情報の共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等

○構成員：事務局長：規制庁原子力地域安全総括官

現地本部長

現地本部員その他の職員

都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員

その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員

その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

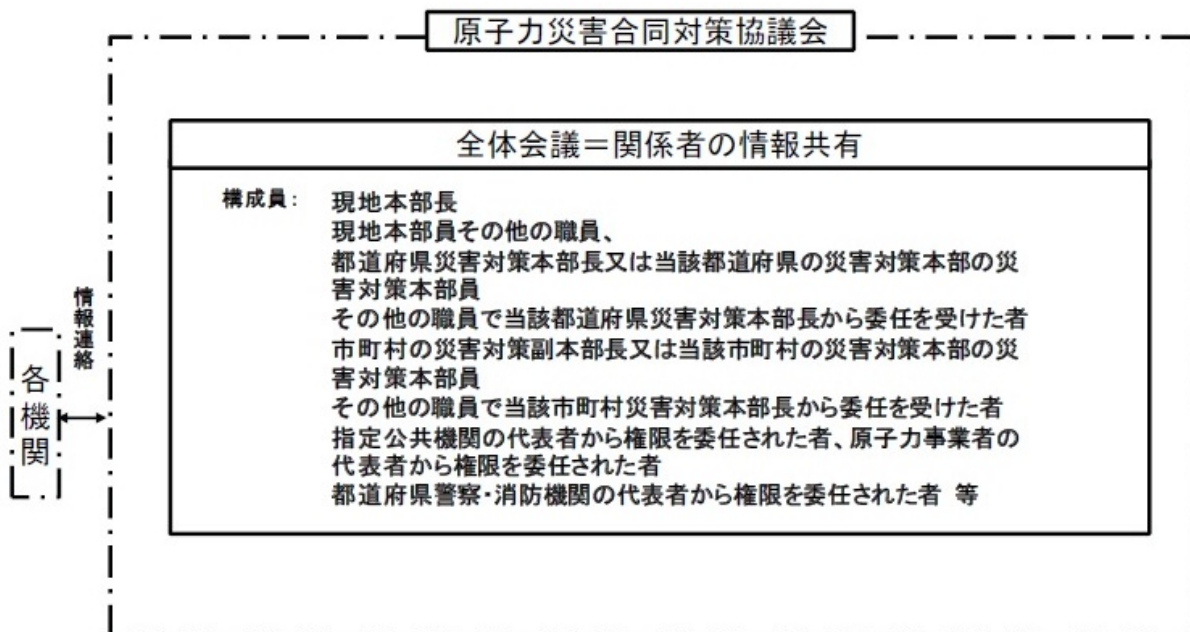
指定公共機関の代表者から権限を委任された者、原子力事業者の代表者から権限を委任された者

都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者 等

○事務：現地本部事務局総括班（以下、「現地総括班」という。その他の機能班についても同様。）が行う。

○開催場所：オフサイトセンター

原子力災害合同対策協議会の概要図（フェーズ1から原子力災害事後対策まで）
 現地への権限委任の関係



第1節 組織

1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸からE R Cに移す。

具体的には、関係局長等会議で活動内容の重点の移行を確認した上で、規制庁長官が原災本部長及び副本部長の了解を得て、規制庁長官及び主要機能班長を始めとする官邸チームは、E R Cチームに統合される。

また、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途（※）として、必要に応じて、当該区域から避難した住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原災本部事務局の機能班の組み替えを行い、同事務局内に原子力被災者生活支援チーム（以下、「支援チーム」とする）を編成する。なお、原子力緊急事態が速やかに収束し、原子力施設外へ放射性物質が放出されないなど、原子力被災者の生活支援が求められない場合には、支援チームは編成されない。

一方、原災本部事務局は、事態の推移に応じ、E R Cにおいて関係省庁事故対策連絡会議を開催し、緊急事態応急対策の実施に関する関係行政機関の連絡調整を行うとともに、事態に応じ、原災本部会議を開催し緊急事態応急対策を統括する。

また、原災本部事務局は必要に応じて関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策等の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。

※ U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）などの見込みがなくなり、当該区域の住民避難の完了が目途だが、必ずしも官邸チームがE R Cチームに統合される時と同時である必要はない。

（1）原災本部＜設置場所、構成員はフェーズ1と同様＞

①関係局長等会議

○開催場所：E R C又は官邸（危機管理センター）

②関係省庁事故対策連絡会議

○設置場所：E R C

③原災本部事務局

○設置場所：E R C

○構成：事務局長：規制庁長官

○事務局機能班：総括班

広報班

プラント班

放射線班

住民安全班

医療班

実動対処班

第2節. 組織に関する業務

1 原子力被災者生活支援チームの設置

（2）組織体制

②支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

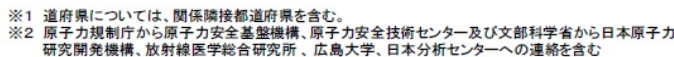
- ・避難指示区域等の設定・見直し
- ・原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省、国土交通省等）
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者のスクリーニング及び除染（原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限・出荷制限（厚生労働省、農林水産省等）
- ・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省）。

1 中央

また、ERCチーム総括班は必要に応じて関係局長等会議を開催し、原子力災害事後対策の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。

- 開催場所：ERC

1 情報収集・連絡（規制庁）



1 情報収集・連絡（規制庁）

関係省庁は、規制庁より連絡を受けた場合、次ページの情報収集項目について、情報収集を開始し、規制庁E R C、内閣官房（情報集約センター及び安全保障・危機管理担当）に連絡する。

規制庁長官等は、緊急参集チームの場において原子力事故の状況等に関し、関係省庁と事態の認識を共有し、対処方針を確認するとともに内閣総理大臣及び委員会委員長へ報告を行う。関係省庁は、防災基本計画等に基づき、事態に応じた上記方針を踏まえ、必要な対処を行う。

(参考)

特定事象の際の主な情報集約項目例

※〔 〕内は情報収集を行う主な省庁

1. 事故概要等に関する事項〔規制庁〕

(1) 特定事象発生施設の概要

事業所の名称、所在地、原子力事業所等の内容

(2) 事象の概要

- ①発生時刻、規制庁への原子力事業者からの同報ファクシミリの発信日時
- ②事象発生施設及び発生場所
- ③事象の内容
- ④放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）
- ⑤モニタリング値
- ⑥人的・物的被害の有無
- ⑦気象状況
- ⑧予測線量
- ⑨事象発生の原因

2. 関係機関の活動に関する事項

(1) 原子力事業者の対応状況〔規制庁〕

- ①施設の状況
- ②被害の状況
- ③事象拡大阻止のための応急対策活動の状況

(2) 関係機関（関係省庁、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者）の体制

- ①関係機関それぞれの対策本部等の設置状況〔各省庁〕

(3) 地方公共団体の対応状況

- ①住民への連絡状況〔規制庁〕
- ②応急対策活動の状況〔規制庁〕

(4) 国による支援体制

- ①緊急技術助言組織構成員及び専門家の現地派遣の準備状況〔規制庁〕
- ②緊急モニタリング要員及び機器の現地派遣の準備状況〔規制庁、文部科学省、関係省庁〕
- ③緊急被ばく医療派遣チームの現地派遣の準備状況〔規制庁等〕
- ④国の職員の現地派遣状況〔各省庁〕
- ⑤関係省庁における支援体制〔各省庁〕

(5) 予測、モニタリング体制

- ①モニタリングの状況〔規制庁〕
- ②緊急時モニタリングの準備状況〔規制庁〕
- ③緊急時対策支援システム（E R S S）により予測される原子力事業所の状況（原子力発電所の場合に限る）〔規制庁〕
- ④緊急時迅速放射能影響予測システム（S P E E D I ネットワークシステム）の予測結果〔規制庁〕

(6) 人的被害の状況

- ①事象発生現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人定事項〔規制庁、警察庁、海上保安庁、消防庁〕
- ②被ばく患者（被ばくのおそれのある者を含む。）等の負傷者の数、負傷程度及び収容先病院〔消防庁、規制庁〕

(7) 屋内退避、避難収容等の防護活動の準備〔規制庁〕

- ①屋内退避、避難収容等の防護活動についての準備実施状況
- ②避難場所の準備状況

(8) 現地の救助救急体制と広域応援の準備

- ①事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕
- ②警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間〔警察庁、消防庁〕

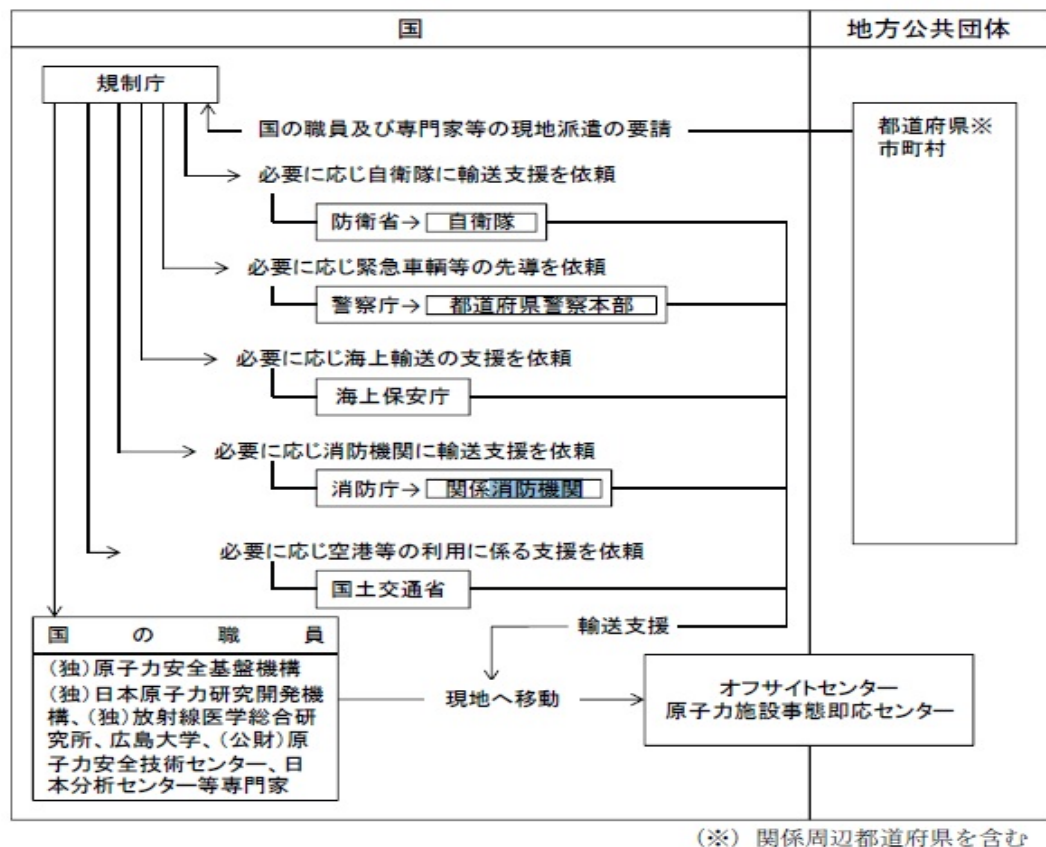
(9) 医療体制の準備

- ①救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況〔消防庁、防衛省〕
- ②被ばく医療に係る医師団の派遣及び収容病院の受入れ等の準備状況〔規制庁等〕
- ③安定ヨウ素剤の配備状況〔規制庁〕

- (10) 現場周辺の交通及び交通規制の状況〔警察庁、海上保安庁、国土交通省〕
- (11) 汚染物の除去による被害拡大の防止〔規制庁〕
- (12) 消火活動〔消防庁〕
- (13) オフサイトセンターの活動状況〔規制庁〕
 - ① 国、地方公共団体の職員の参集状況
 - ② 専門家の参集状況
 - ③ 他の原子力事業者の協力実施状況
 - ④ 現地事故対策連絡会議の開催状況

2 国の職員及び専門家の緊急派遣（緊急輸送関係省庁、規制庁）

具体的な移動及び輸送支援のスキーム



現地までの移動及び輸送支援

- ・ 規制庁は、緊急輸送関係省庁に対し、委員会委員、環境省政務、緊急事態対策監、原子力地域安全総括官等の要員の派遣を要請する。
- ・ 規制庁は、速やかに緊急輸送関係省庁と、要員等の現地までの移動手段を協議し、緊急輸送関係省庁に対し、輸送支援を依頼する。
- ・ 規制庁は、緊急輸送関係省庁に対して次ページの様式で人員及び資機材の輸送支援を依頼する。
- ・ 依頼を書面により行う時間がない場合は、口頭又は電信若しくは電話による。この場合、事後において速やかに書面を提出する。
- ・ 警察庁は、関係都道府県警察に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について規制庁にその旨、連絡する。
- ・ 海上保安庁は、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について規制庁にその旨連絡する。
- ・ 防衛省は、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について規制庁にその旨、連絡する。
- ・ 消防庁は、関係消防機関に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について規制庁にその旨、連絡する。
- ・ 規制庁は、輸送支援の準備が整った段階で、原子力施設事態即応センター及びオフサイトセンターまでの緊急輸送関係省庁の支援により、目的地まで人員及び資機材の輸送を行う。

第3章 原子力緊急事態宣言後

3 実動組織の活動 <委員会委員（又は緊急事態対策監）、プラント班、実動対処班>（規制庁、関係省庁）

【フェーズ1、フェーズ2共通】

- (1) 委員会委員（又は緊急事態対策監）は、原子力事業者との情報共有や指示伝達の主軸として、現場との直接的なパイプ役を担う緊急時対策所及び現場活動を行う後方支援拠点との連絡調整を行う。
 - (2) 原子力事業者及び官邸チームプラント班は、現場の放射線量や原子力事故の状況、当該事業者の行うオンサイト対策等について、随時官邸チーム実動対処班を通じて関係省庁に対して十分な情報提供を行う。
 - (3) 委員会委員（又は緊急事態対策監）は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。通報を受けて、官邸チームプラント班及び実動対処班は、それまでに得られた情報等を踏まえて関係省庁と連携を取りながら事業者への支援策の方針を検討する。
 - (4) オンサイト対策は事業者の責任において実施すべきものであるが当該事業者だけでは十分な措置を講ずることが出来ない場合には、それまでに得られた情報や委員会委員（又は緊急事態対策監）からの通報内容等を踏まえ、官邸チーム実動対処班は、実動省庁を含む関係省庁との調整を行い、十分な安全確保を行った上で、それぞれの実動組織が対応可能であると認めた活動の範囲内において、各関係省庁はそれぞれの実動組織によるオンサイト対策に係る調整等の対応を行う。これに当たって必要な場合には、原災本部長、又は権限が委任された副本部長から、実動組織の長に対し、実動組織の出動について了解を得るものとする。また、同一事業所において複数の異なる実動組織がオンサイトに係る活動を実施することとされた場合には、官邸チーム実動対処班は、当該活動を全体的にみて迅速かつ効果的に推進するため必要な事項（後方支援拠点等において各実動組織の活動の分担や手順等の調整の役割を果たす者等）についても関係省庁と調整する。
なお、必要に応じて、原災本部長は、原災法第20条2項の規定により、これらの活動に関する指示（自衛隊の場合は、同条第4項に基づく要請）を関係省庁に対して行う。
 - (5) 委員会委員（又は緊急事態対策監）、官邸チームプラント班及び実動対処班等は、後方支援拠点と連携して、オンサイト対策に係る活動に必要な支援を行う。
 - (6) 原子力事業者及び官邸チームプラント班は、実際の活動に際しては、事故収束活動の活動上の支援ニーズ、現場の放射線量、原子力事故の状況、放射線防護策等について、関係機関を含め作業従事者に十分に情報を提供することに加え、現地本部や後方支援拠点と共同で、作業従事者の放射線防護上の管理を適切に行うとともに、救急専門医や診療放射線技師等による健康管理を行う体制を構築する。
 - (7) 官邸チームプラント班及び実動対処班は、事態の推移とともに、随時、委員会委員（又は緊急事態対策監）から共有される情報等を踏まえながら、実動組織による支援の継続の要否について、関係省庁と連携しつつ、緊急性、非代替性等の観点から検討・調整を行う。その結果、実動組織による支援の必要性が低下した又は不要になった場合は、その旨を原災本部長に報告する。また、官邸チーム実動対処班は、その旨を関係省庁に連絡をし、連絡を受けた各関係省庁はそれぞれの実動組織の体制の縮小等に関する措置をとる。
なお、個別の活動に関しては、実動組織から派遣される各部隊は、与えられた任務の範囲で、十分な安全を確保した上で活動を行い、当該任務が完了次第、活動を終了するものとする。
- ※ オンサイト対策は原子力事業者の責任において実施するべきものであるが、事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できない場合を想定し、当該対策及び関係省庁の支援の在り方について検討するため、規制委員会では連絡会議を設けて、関係省庁及び原子力事業者とともに検討を行う。また、中央及び現地において各種訓練を行い、その検討内容等を随時検証するとともに、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等の関係機関と協議の上で、原子力災害対策マニュアル等に反映する。

5 避難、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班プラント班>（規制庁等各省庁）

【フェーズ1】

- (3) 警戒区域の設定
・原災本部長は、原子力事業所における事態が深刻化した場合や放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合等、避難のための立退きを指示された区域（以下「避難指示区域」という。）内に残留し、又は立ち入りを行

う居住者等が一度に大量の放射線を被ばくする場合等生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域（市町村長が原子力災害対策特別措置法第28条2項により読み替えられて適用される災害対策基本法第63条に基づき立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる区域をいう。以下同じ。）を設定するよう関係地方公共団体の長に対して指示を発出し、公示する。また、ERCチーム住民安全班は、原災本部長の指示を関係地方公共団体に連絡する。なお、情報連絡は避難の指示と同様のプロセスを経ることを原則とする。

- ・関係地方公共団体は、原災本部長の指示又は独自の判断により警戒区域を設定する。また、警戒区域の設定に当たっては、関係地方公共団体は、立入りができないよう、立入規制の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則として講じ、都道府県警察等との綿密な調整を行うこととする。
- ・都道府県警察等は、警戒区域内に許可を得ていない者が立ち入らないようにするために、必要に応じて検問等を実施する。
- ・海上保安庁は、海上に設定された警戒区域内に許可を得ていない者が立ち入らないようにするために、所要の措置を講じる。
- ・警戒区域が設定された場合、国土交通省は、必要に応じ、航空法に基づく飛行規制を実施する。

※なお、警察及び消防機関等関係機関や地方公共団体は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保等に努める。

7 被ばく医療活動 <医療班> （規制庁、文部科学省、厚生労働省）

被ばく医療活動に当たって、国は、（独）放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チーム等を現地に派遣するとともに、医療活動を実施するよう指示する。

また、被ばく者の輸送等に係る輸送支援を行う。

③ 輸送支援要請

（ii）被ばく患者等の搬送

現地医療班は、県災害対策本部（医療グループ）等から被ばく患者等の被ばく医療機関等への搬送支援要請があった場合は、消防機関に、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に輸送支援要請を行うなど、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。その際、被ばく患者等に関する情報（容態、推定被ばく線量、人数等）を受入先医療機関に連絡する。

9 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班>

（規制庁、警察庁、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省、防衛省等各省庁）

【フェーズ2】

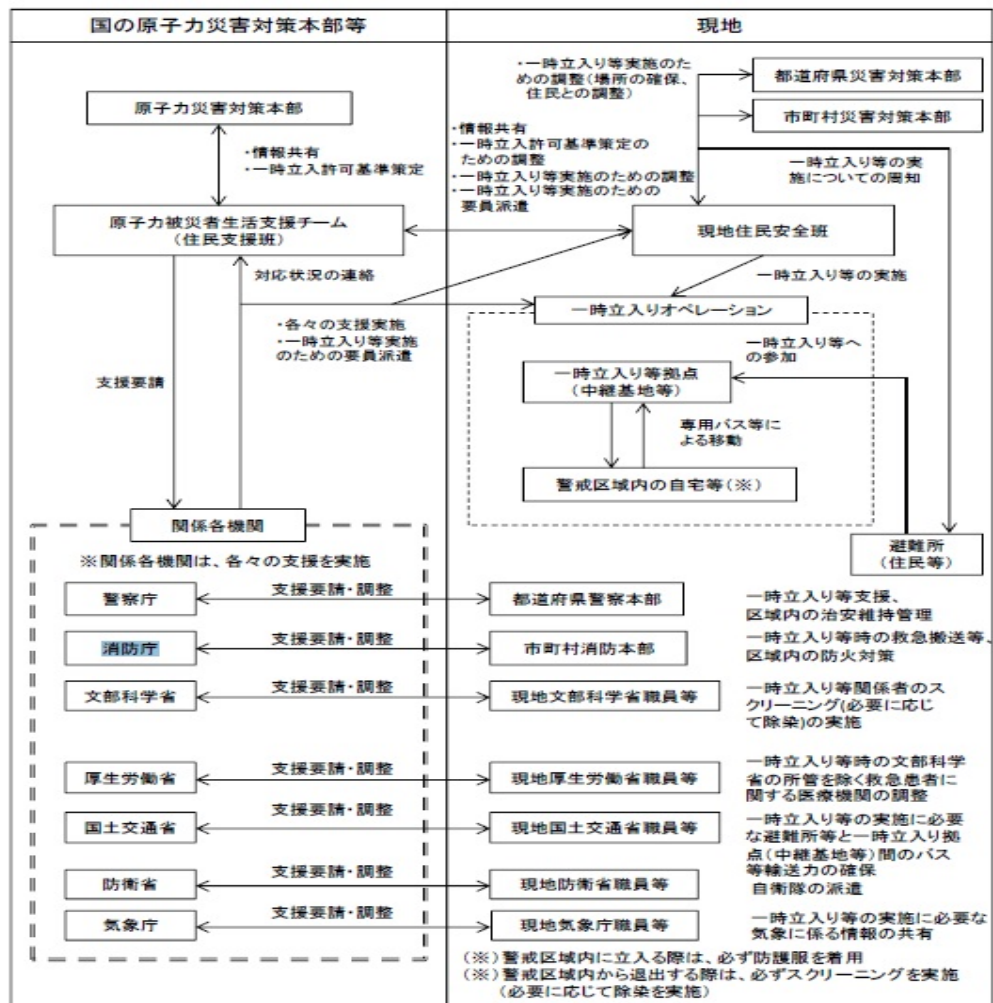
（1）一時立入り等の実施の準備段階

- ・原災本部、国、地方公共団体及び原子力事業者は、住民の安全確保を前提として原子炉施設等の状況や、社会情勢を踏まえつつ、警戒区域内への一時立入り等を実施するものとする。
- ・支援チーム住民支援班は、警戒区域内の住民及び事業者（以下「住民等」という。）の一時立入り等の実施に備えた体制を構築するため、関係局長等会議等において関係各機関に必要な支援を要請する。関係各機関は、当該支援要請の下、緊密な協力、連携を行う。

（2）一時立入り等の実施

- ・原災本部は、国、現地本部及び地方公共団体との協議の下、住民等の一時立入り等について、一時立入り等の条件、実施方法等を定めた「一時立入許可基準」を策定する。
- ・現地住民安全班、国、地方公共団体及び原子力事業者は、「一時立入許可基準」に基づき、住民等の一時立入り等に必要な防護装備類（防護スーツ、マスク、手袋、靴カバー、ヘアキャップ、線量計、トランシーバーなど）、中継基地、スクリーニング施設、除染施設を確保する。
- ・現地住民安全班は、国（国土交通省）の支援の下、避難所等と一時立入り拠点（中継基地等）間のバス等輸送力を確保する。
- ・また、現地住民安全班、国及び地方公共団体は、「一時立入許可基準」に基づき、具体的な一時立入り等の手法、計画等を定めるとともに、一時立入り等の希望者の募集方法などを定め、住民等に対して周知を行う。
- ・現地住民安全班、国、地方公共団体及び原子力事業者は、住民の安全確保を前提として、住民等の要望を踏まえた上で、一時立入許可基準及びその他関連する規定等に基づき、住民等の一時立入り等を実施する。
- ・支援チーム住民支援班は、一時立入り等の実施に必要な要員を派遣するとともに、関係各機関に支援を要請する。

- ・関係各機関は、当該支援要請の下、相互に一時立入り等の実施に必要な協力、連携を行う。
- ・なお、一時立入り等の実施に際しては、スクリーニング（必要に応じて除染）を確実に実施するものとする。



第3編 参考資料

2 その他共通事項

(3) 現地との連絡調整、輸送の手配等

- ・地震・津波等の影響により一般の通信回線が使用できない場合には、衛星回線、中央防災無線網等により連絡手段を確保する。ただし、自衛隊、消防、警察無線を用いた連絡はやむを得ない場合に重要事項の伝達のために依頼するものとする。
- ・地震・津波等の影響により関係地方公共団体が現地対策本部に参集できない場合には、テレビ会議システムによる原子力災害合同対策協議会の参加など柔軟に対処するとともに、緊急輸送関係省庁と連携し、人員や物資の輸送を行う。